

## 再編統合等に向けた公立・公的医療機関等の公表等の見直しを求める意見書

本年9月、厚生労働省は、地域医療構想調整会議で合意された公立・公的医療機関等の具体的方針について、真に地域医療構想の実現に沿ったものとなっているかを検証するため、診療実績が特に少ないこと、又は類似の診療実績がある医療機関が近接していることを基準として、全国の424の公立・公的医療機関等を公表し、来年9月までに地域医療構想調整会議において再編統合等を協議し、結論を出すよう求めている。

もとより、2025年に向けて医療・介護需要が増加し、高齢者人口に大きな地域差が生じる中で、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促す地域医療構想を推進する重要性は否定されるものではないが、公表基準についてみると、医療機関の診療実績等を形式的に分析し、地域の実情が考慮されておらず、地域医療構想調整会議での協議も進展しないおそれがある。

また、本市においては、類似の診療実績がある医療機関が近接しているものとして、市立井田病院が公表に含まれていたが、同病院の地域における入院及び在宅医療等の医療需要は少なくとも2040年まで増加が見込まれるほか、同病院は地域の中核病院として地域がん診療連携拠点病院や救急告示病院、災害協力病院などの重要な役割を担うとともに、市内唯一の結核病床を有するなど、市の医療施策を担い、地域医療に欠かせない存在であることは明白であり、このような公表は、市民に対して不安をあおりかねないものである。

よって、国におかれては、再編統合等に向けた公立・公的医療機関等の公表等について、より地域の実情に沿った地域医療構想が実現されるよう見直しをされることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月12日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣